

職員の通年輕装勤務について

当企業団では、令和7年11月より、年間を通してノーネクタイやノージャケットなどの働きやすい服装で勤務する「輕装勤務」を試行してきましたが、令和8年4月1日より本格実施に移行いたします。

1 目的

- ・過度に空調に頼ることなく快適に執務できる環境を整備することで、脱炭素社会の実現に向け、省エネルギー、CO₂削減を推進し、SDGsの取組のひとつであるゼロカーボンアクションとして実行します。
- ・働き方改革の取組の一環として、職員自らが気候や場面などに合わせた輕装で勤務することで、快適で働きやすい職場環境を整え、業務の効率化を図り、住民サービスの向上につなげます。

2 取組内容

- (1) 通年でノーネクタイ・ノージャケット等の働きやすい服装で勤務します。
 - ・通年輕装勤務を基本としますが、ネクタイ・ジャケット等の着用を禁止するものではありません。
 - ・議会、式典（企業団主催及び他団体主催）、対外的な会議、執務初め・納め式、辞令交付式等、社会通念上必要と判断される場においては、ネクタイやジャケットを着用してください。
- (2) 気候や業務性質等を適切に判断して、自らの判断で働きやすい服装を選択し勤務します。
 - ・夏季は、ポロシャツなど清涼感のある服装で勤務することを可とします。
 - ・Tシャツについては、基本、着用不可としますが、作業着の下での着用や屋外作業・災害対応時の着用は無地に限り認めます。
 - ・冬季は、セーターやカーディガン、フリース、薄手の防寒着など、重ね着で勤務することを可としますが、コートやネックウォーマー着用での勤務は不可とします。
- (3) 公務員として節度や品位を保ち、住民をはじめ相手方に不快感や違和感を与えない清潔感に配慮した服装を心がけます。

3 開始時期

令和8年4月1日